

# 「都市緑地法改正に伴い設定する審査基準（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成30年11月27日（火）～ 平成30年12月26日（水）

2 意見の件数 14件

3 意見提出者数 2人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	1人	1人	人

## 5 内容別の意見件数

	項目	件数		項目	件数
1	素案全般に関する意見	3件	4	パブリックコメントの制度・実施に関する周知に関する意見	1件
2	市民緑地設置管理計画の認定に関する審査基準に関する意見	3件	5	その他の意見	4件
3	茅ヶ崎市緑地保全・緑化推進法人の指定に関する審査基準に関する意見	3件			
合 計					14件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 みどり担当  
0467-82-1111（内線 2333・2334）  
e-mail:kaikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■素案全般に関する意見（3件）

#### (意見1)

「審査基準」、「認定基準」、「指定基準」の使い分けが分からない。

#### (市の考え方)

「審査基準」とは、「行政庁が許認可等をするかどうか、法律に基づく命令、神奈川県条例、神奈川県の執行機関の規則、市の条例及び市の執行機関の規則の定めに従って判断するため」に、茅ヶ崎市が定める基準のことを指します。

「認定基準」につきましては、都市緑地法第60条により「緑化地域又は第四条第二項第八号の地区内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画(以下「市民緑地設置管理計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。」と規定されていることから、市は「認定するかどうか」を判断することとなります。そのため、「市民緑地設置管理計画」につきましては、「認定基準」という文言を用いております。

また、「指定基準」につきましては、都市緑地法第70条により「市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。」と規定されていることから、市は「指定するかどうか」を判断することとなります。そのため、「緑地保全・緑化推進法人」につきましては、「指定基準」という文言を用いております。

(意見2)

実施に当っては十分分りやすくPR（啓発）して欲しいと思います。

(意見3)

当説明会については出席しましたが、当制度の審査基準がおおむね（だいたい）理解できたかなと思う程度です今後関連する他の制度の違い等々もう少し分りやすく市民にPR（啓発）したらと思います。

(市の考え方)

「市民緑地設置管理計画認定制度」は、民有地を公園的なスペースとして活用していく制度です。また、「緑地保全・緑化推進法人」は、みどりの担い手として民間主体を指定する制度です。どちらの制度も、活用には土地所有者や民間主体の協力が必要不可欠です。平成29年6月に施行された全国的にも先進事例の少ない制度でありますので、周知・啓発に努めてまいります。

#### ■市民緑地設置管理計画の認定に関する審査基準に関する意見（3件）

(意見4)

たとえば（1）全面芝でもよいのか（2）物はどの程度置いてもよいのか（3）建物は（4）販売は（5）その他の利用について

(意見5)

たとえば（1）生産緑地制度との違い（2）保安林（3）保存樹林との関係（4）市民緑地制度と市民緑地認定制度の違い（5）市街化調整区域や農振地区はとか（6）市街化区域に限るとか

(意見6)

市民緑地設置管理計画（素案）の主な内容について具体的事例をあげて説明しないと分りづらいのではないかと。（1）（緑化面積2/10以上。）（緑化とはどのような植物まで可か）（2）（それ以外。利用については？）

(市の考え方)

「市民緑地設置管理計画認定制度」は、土地所有者の協力の下、NPO法人や企業、認可地縁団体などの民間主体が市町村長の認定を受けた設置管理計画に基づき、空き地等を公園的な空間に整備・公開する制度です。制度の活用には、土地所有者とともに設置管理者の協力が必要不可欠です。様々な方にご協力頂くためにも制度を詳しく紹介したパンフレットを作成するなど、周知啓発に努めてまいります。

■「茅ヶ崎市緑地保全・緑化推進法人の指定に関する審査基準」に関する意見（3件）

（意見7）

みどり法人の指定審査基準の（4）について。  
「又は」の使用方法がおかしい。「・・・において、貢献した実績があり、継続した活動が見込める。」に修正すべき。実績は過去の成果のこと。

（市の考え方）

民間活力を最大限に生かしたみどり・オープンスペースの整備・確保という都市緑地法改正の趣旨を踏まえ、緑地保全や緑化事業において、「市内での活動実績がある団体」だけではなく、「他市での実績があり、活動拠点が市内にある等により今後の活動が見込める団体」も緑地保全・緑化推進法人として指定することも想定しているため、このような表現としました。

（意見8）

みどり法人の指定基準（素案）の主な内容についても同様に思う。（1）土地所有者の協力の内容（2）認可地縁団体などの民間主体が市町村認定を受けた管理計（3）空き地等公園的な空間に整備

（意見9）

市街化区域に限るとかその他の説明

（市の考え方）

「緑地保全・緑化推進法人制度」は、市町村長の指定を受けたNPO法人や企業、認可地縁団体などの民間主体による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進する制度です。制度の活用には、土地所有者とともに設置管理者の協力が必要不可欠です。様々な方にご協力頂くためにも制度を詳しく紹介したパンフレットを作成するなど、周知啓発に努めてまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（1件）

（意見10）

当パブコメの概略版作らないのですか。意見交換会（説明会）に配布した要点まとめ（考え方）資料を資料配布場所にはおけないですか。また時々掲載されるタウン紙掲載されるような文書（説明書）は配布できないでしょうか

（市の考え方）

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。本パブリックコメントにつきましては、審査基準の性質上、全体をお示しすることが適当と判断したとともに、全体で8ページと少量であることから、概要版は作成しませんでした。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

■その他の意見（4件）

その他として4件の意見をいただきました。